

第 46 号

令和3年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,454千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 14,157
	1 繰 越 金	14,157
2 諸 収 入		85,297
	1 貸付金元利収入	85,297
歳 入 合 計		99,454

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円
		99,454
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	99,454
歳 出 合 計		99,454

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金等の貸付け	令和4年度 ～令和9年度	千円 386,142
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	64,357 64,357 64,357 64,357 64,357 64,357